

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人明石会の設置する次の会に属する委員及び役員の報酬等の支給基準を明らかにすることを目的とする。

(報酬支給対象の会及び対象者)

第2条 報酬が支給される会とは次の会をいう。

- (1) 評議会
 - ・評議員
- (2) 評議員選任・解任委員会
 - ・選任・解任委員
- (3) 理事会
 - ・理事
 - ・監事

(支給基準)

第3条 報酬支給基準を次のように定める。

- 2 職務を実行した事に対して報酬等を支給する。その職に在ることのみをもつての支給は行わない。
 - (1) 所属する会より招集を受けて所定の会議に出席したとき。表1に示す額を支給する。
 - (2) 所属する会を代表して他の会議及び場所に出席したとき。表1に示す額を支給する。
- 3 理事・監事の報酬の各年度の総額は500,000円以内とする。
- 4 支給する報酬等の額及び支給の方法は表1の内容により行う。

表1

報酬の内容	支給額	支給方法	その他
(1), (2) による	1回5,000円+税	当日現金	領収書提出

4 理事長には、理事長手当 月額20,000円+税 を毎月支給する。

5 その他の支給

- (1) 交通費
 - ・実費支給。公共の交通用具の使用を基準とし、本人が発行する請求書により支給する。
- (2) 研修参加費・食事代・他
 - ・実費支給。但し、食事代については日常的な食事内容を基準とする。

附則

この細則は、平成29年6月15日から施行する。